

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その30) 厚生労働省が健康増進法改正案を発表

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究室 教授

3月号でも解説したように、健康増進法の改正案の検討が進んでいます。3月1日、厚生労働省のホームページ「報道・広報」に、昨年1月に結成された受動喫煙防止対策強化検討チーム（以下、検討チーム）から以下の5つの資料が公表されました（図1）。

- ・受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）
- ・受動喫煙防止対策強化の必要性、他
- ・受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）
- ・厚生労働省案（たたき台）からの変更点
- ・受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考

え方の案）【参考資料】

2003年に施行された健康増進法の第25条「施設の管理者は受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない」とされていますが、努力義務で罰則がないため居酒屋等ではまったく遵守されておりません。新しい法律を作るのは時間がかかりますので、健康増進法に罰則をつけ、実効性のある法律となるように改正を進めているわけです。ちなみに、禁煙の場所で喫煙し、繰り返し指導しても従わない場合の罰則は、個人が30万円以下、管理者（店舗）は50万円以下、と

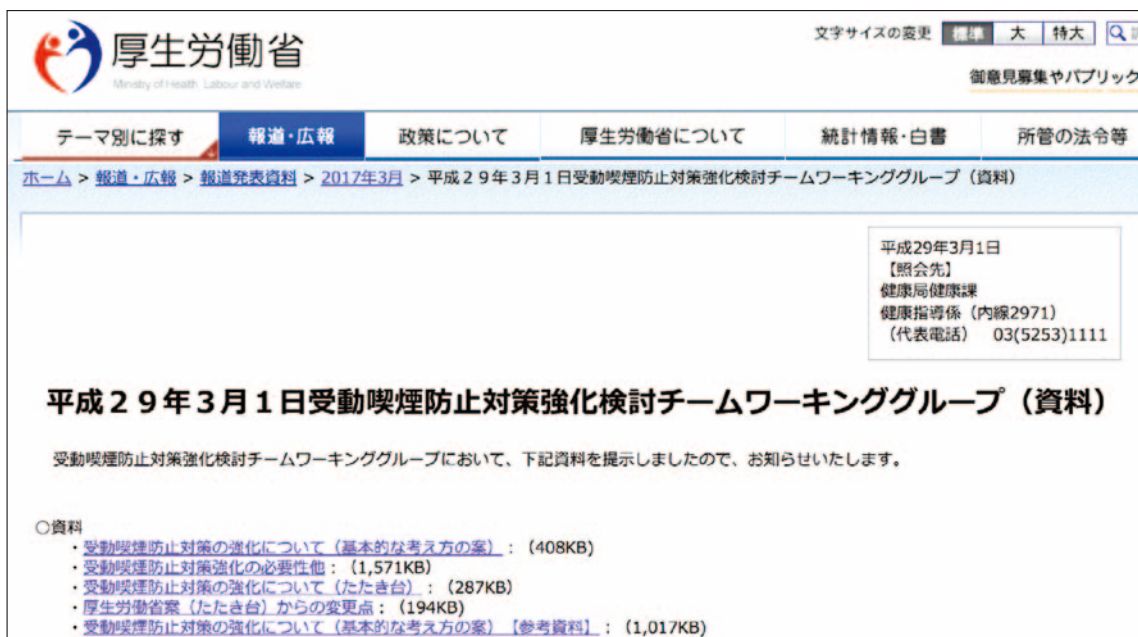


図1 厚生労働省ホームページに公開された5つの資料

されています。

昨年10月の「たたき台」(資料1)に対する2回のヒアリング(10月30日、11月16日)に各業界から寄せられた意見をもとに修正された「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)」を資料2に示します。

一読して「あれ?」と思ったのは、五輪の開催地を中心にまとめてありますが、ロシアは2014年2月のソチ冬季五輪の直前にソチ市を禁煙化し、同年6月にあの広大な全土が禁煙化されたこと、つまり、五輪開催が全面禁煙化のきっかけであったことが特記されていないことです。韓国と北京市の禁煙化は国民・市民の健康のために少しずつ進められてきていましたが、それぞれ2018年と2022年の冬季五輪の開催は追い風になったと思われま。特に、北京市喫煙規制条例は、開催地を決定する最終投票がおこなわれた2015年7月31日の直前、6月1日に施行されており、選考委員会へのアピールになったと思われま。

その他、資料2の中に記載して欲しいことを以下に列記します。

- ①アメリカはニューヨーク州だけでなく、日本人にも馴染みが深いカリフォルニア州やハワイ州、マサチューセッツ州など30州でレストランもバーも禁煙になっていること。
- ②昨年の五輪が開催されたリオデジャネイロは屋外であってもテントで覆われている席は禁煙であったこと。
- ③中国では北京市以外にも青島市、深圳市、香港特別区が全面禁煙であり、上海市も今年3月から全面禁煙になったこと。
- ④フランスはイタリアと同様に喫煙室の設置には厳しい条件があるため誰もそのようなものを作らず、実質的に全面禁煙となっていること。ちなみに、イタリアの喫煙室の設置条件は以下の通りです。
 - ・四方が壁で囲われている
 - ・手を離すと自動的に閉まるドアがある
 - ・周囲より5パスカル低い陰圧が保たれ煙が漏れない
 - ・喫煙室内での飲食や給仕は禁止
- ⑤ドイツでは、ベルリンの規制は緩いのですが、バイエルン州やサールランド州ではバーやパブ

を含めて全面禁煙となっていること。

資料2の一番右側の韓国ですが、2015年1月に韓国で始まった法規制の内容について現地の研究者に尋ねたところ「喫煙室の設置基準の細かい規定はないが、お金がかかるのでほとんどの店舗が全面禁煙を選択する」という返答でした。2015年に学会でソウルに行きましたが、私たちが見た範囲ではカジノに喫煙室があっただけで、市街のレストランやバーにはありませんでした。何パーセントという数字を出すのは困難かもしれませんが、「韓国はほぼ全面禁煙」という実態を一言添えても良かったのではないのでしょうか。また、2015年8月号でも紹介しましたが、韓国では「テラス席も禁煙」という情報も是非載せて欲しいと思いま。

厚生労働省のHPから、法規制の強化の必要性について「受動喫煙防止対策強化の必要性他」として11枚のスライドがダウンロードできます。

- ・非喫煙者が受動喫煙の被害に遭うのは飲食店が41.1%で最も多いこと
 - ・飲食店等が禁煙化されても経営にマイナスにはなっていないこと
- をWHOやIARC、OECD、日本公衆衛生学会などの科学的根拠をもとに解説しているのは良いのですが、多くの国民が感じている
- ・非喫煙者が飲食店を選ぶ際、選択肢が狭められていること
 - ・従業員、特にアルバイトの若者が受動喫煙に曝露されていること
 - ・喫煙する上司から喫煙店に誘われたら断りにくいこと(スモークハラスメント)

の3点は簡単にしか触れられていませんでした。

厚生労働省の担当者も参加するミーティングやシンポジウムで「喫煙者の利便性ではなく、喫煙を容認されている場所で働く人たちの労働環境、健康保護の観点から全面禁煙が必要」と毎回ディスカッションしているのに、そのことをもっと強調して欲しいと思いま。

逆に、

- ・「喫煙の権利」や「営業の自由」にも配慮
 - ・日本型の分煙社会を目指す
- と、まるでJTの主張を代弁しているかのようなスライドには疑問符です。さらに、以下が続いま

施設の類型	強化(案)	イギリス	韓国
官公庁	建物内禁煙	B	C
社会福祉施設	建物内禁煙	B	C
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙	B	C
医療機関	敷地内禁煙	B	B
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙	B	A
大学	建物内禁煙	B	C
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス業施設	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
事務所(職場)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
バス、タクシー	全面禁煙	B	B
鉄道、船舶	原則禁煙(喫煙室設置可)	B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可)

資料1 受動喫煙防止対策の強化の内容(たたき台)、2016年10月11日発表

施設類型ごとの取扱い(各国比較)		施設類型ごとの取扱い(各国比較)						未定稿
施設の類型	基本的な考え方の案	英国、米国(注1) カナダ(注1)、ブラジル	ロシア	中国(注1)	フランス	ドイツ(注1)	韓国	
小中高	敷地内禁煙		敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	
医療施設								
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
官公庁								
劇場等のサービス業施設、事務所(職場)								
ホテル、旅館(客室を除く)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
飲食店 食堂、ラーメン店等 居酒屋等								
飲食店 バー、スナック等								屋内禁煙(喫煙専用室設置可)(●m超)
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)					車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
鉄道、船舶								

【注1】小規模(●m以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。
 【注2】喫煙可であることの表示義務、18歳未満者の立入禁止といった条件がある。 ※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

資料2 健康増進法の一部を改正する法律案、2017年3月1日発表

す。

- ・ 飲食店の選択により喫煙専用室の設置を認める
- ・ シガーバーや小規模のバーやスナックは、喫煙専用室がなくても喫煙が可能

喫煙出来る店舗と出来ない店舗が混在することによる社会の混乱を避けるため、なにより国民の健康を考えれば、49カ国と米国30州で実施されているように一律禁煙化がベストチョイスです。改正案の根幹は国民の健康のため、と厚生労働省には踏ん張って欲しいところです。

スライドの最後には「喫煙室の設置に関する現行の支援策」が紹介されていました。厚生労働省が実施している助成制度ですから、書かざるを得ないかもしれませんが、喫煙室の設置に助成制度があることをわざわざ書く必要はないと思いました。これ以上、喫煙室があちこちに出来てしまうと、欧米のような完全禁煙に移行する際の妨げになってしまいます。ちなみに、平成25 (2013)年度には、347件の喫煙室に助成金が支出され、3億7,346万円もの税金が使われました。その予算は、喫煙対策に関する科研費の増額や公共広告機構に出資して「レストランも受動喫煙ゼロ!」「そうだ禁煙外来、行こう。」のCMの費用に充てるなど有意義なことに使って欲しいものです。そして、さら

に驚いたのは「タバコ産業による支援制度」としてJTやフィリップモリスのホームページを引用しながらCMでおなじみの分煙コンサルティングが紹介されていたことです。そんな情報よりも、

- ・ 喫煙室を作っても受動喫煙を防止することは不可能
- ・ レストランや居酒屋、喫煙室を清掃する労働者の職業的な受動喫煙

について、ずっと発信し続けてきた私たちのデータを引用して欲しかった、と思います。

3月以降、健康増進法の改正案についてパブリックコメントが募集されると思います。皆さんからも「五輪大会はきっかけに過ぎない。すべての働く人を受動喫煙から守るため、国民の健康のために例外のない全面禁煙を」と投稿していただけないでしょうか。本誌は原稿作成から発刊まで約1月半のタイムラグがあります。タイミング良くパブコメを送ることに協力してくださる先生は、私が1,800名の方に定期的にbcc発信している【産業医大・喫煙対策メルマガ】の配信を受けてみませんか。希望される方は下記の大和までメールでご一報ください。

yamato@med.uoeh-u.ac.jp



ピョンチャン大会が開催される韓国の飲食店は禁煙



韓国ではテラス席も禁煙